

2024 年 3 月 1 日
株式会社ビットポイントジャパン

預かり資産 1,000 億円突破のお知らせ

SBI グループの暗号資産交換業を運営する株式会社ビットポイントジャパン（本社：東京都港区虎ノ門四丁目 2 番 3 号、代表取締役：田代 卓、以下「当社」）は、2024 年 2 月末時点で、**お客さまからの預かり資産が 1,000 億円を突破**したことをお知らせします。



当社は、現物取引やステーキング、貸して増やすなど、多岐にわたるサービスを手数料無料で提供していることに加え、ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）といった主要な暗号資産を含む 22 種類の暗号資産を取り扱っています。

初心者の方でも分かりやすく、スマートフォンアプリやパソコンから暗号資産の売買が簡単に行えます。また、暗号資産の取引手数料や出金手数料は無料であり、つみたてサービスや上級者向けの取引ツールなど、幅広い投資スタイルに対応した快適な取引をサポートしつつ、堅牢なセキュリティと管理体制のもと、安心してお取引いただけるサービスを提供しております。

当社口座で対象暗号資産を保有することで、毎月報酬が受け取れる「ステーキングサービ

ス」は、サービス開始以来、**対象銘柄全て**において**国内唯一の手数料無料かつ国内最高利率**
※を実現しています。

※国内暗号資産交換業者におけるステーキング期間の定めがないサービス比較、2024 年 3 月 1
日当社調べ

＜ステーキングとは＞

ステーキングとは、暗号資産を保有し、ブロックチェーンのオペレーションに参加すること
で、その対価として報酬を受け取ることができる仕組みです。

当社では、ステーキング対象暗号資産を保有し、ステーキング報酬の受取を ON に選択
するだけで、最大年率 16.20%※の報酬を毎月受け取ることができます。

※2024 年 2 月、暗号資産 ATOM の報酬実績に基づきます。

サービス詳細はこちら：<https://www.bitpoint.co.jp/service/staking/>

このたび、当社の預かり資産が 1,000 億円を突破できたことは、お客さまからのご評価に
支えられた結果であり、お客さまの日頃のご愛顧に感謝を申し上げます。

当社は、これからも、顧客満足度を高めるべく、サービスの安定的な提供及びサービス品
質のさらなる向上に努めるとともに、「あしたを、もっと、あたらしく」する試みを続けて
まいります。



(株式会社ビットポイントジャパン)

【暗号資産取引に関するリスク説明】

暗号資産取引は、価格変動・流動性・システム・信用リスクなど、様々なリスクが存在し
ますので、取引の特徴、仕組み及びリスクについて、十分にご理解いただいたうえで、自己
の責任とご判断によりお取引ください。詳しくは当社提供の約款、説明書などをご覧ください。

【暗号資産に関する留意事項】

当社が取り扱う暗号資産は、当社自身が資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。

金融庁・財務局が、これらの暗号資産の価値を保証したり、推奨するものではありません。

暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。

暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。

暗号資産の取引を行う際には、以下の注意点にご留意ください。

《暗号資産を利用する際の一般的な注意点》

暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。

暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落したり、突然無価値になってしまうなど、損をする可能性があります。

暗号資産は移転記録の仕組みの破綻等により、その価値が失われる場合があります。

秘密鍵やパスワードを失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

暗号資産は対価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。

当社の提示する売付価格と買付価格には価格差（スプレッド）があり、その差額がお客様の取引コストとなります。

暗号資産の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。

暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。

その他の重要事項及び取引内容、手数料等につきましては、「取引約款」「暗号資産現物取引に関する説明書」をご確認ください。

商号等 ：株式会社ビットポイントジャパン

暗号資産交換業 ：関東財務局長 第 00009 号

加入協会 ：一般社団法人 日本暗号資産取引業協会